

柏市男女共同参画推進計画

(中期)

—未来をひらくパートナーシップ—

柏 市

はじめに

柏市では、男女共同参画基本法に基づき、平成13年10月に「柏市男女共同参画推進計画―未来をひらくパートナーシップ―」を策定し、当計画に沿って男女がそれぞれに自立し、多様な生き方を認め合い、個性をいかせる社会―男女が平等に暮らすまち柏―の実現をめざし、数々の施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、家庭・職場・地域などでの意識や慣行の中などには、依然として、男女の固定的な役割分担意識が残されていることも現状です。

また、本年度は「5年ごとの目標の見直し」にあたることから、計画の進行状況や意識調査の結果等を基に、少子・高齢化、情報化、家族形態の変容など、社会情勢の変化に対応した見直しを行い、「柏市男女共同参画推進計画（中期計画）」を策定いたしました。

本計画の策定にあたり、活発なご論議をいただきました「柏市男女共同参画推進審議会」の委員の皆様をはじめ、意識調査やパブリックコメントを実施する中で、ご意見やご提案をいただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

今後も、この計画をより効果的に推進していくため、全庁的に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年4月

柏市長 本 多 晃

目 次

第1章 計画の改定にあたって	1
1 改定の主旨と背景	1
2 改定の基本的な姿勢、経緯	2
3 計画の目的	2
4 計画の基本理念	2
5 計画の性格	3
6 計画の期間	3
7 計画の基本課題	3
第2章 施策体系図	4・5
第3章 基本計画	6
基本課題Ⅰ 人権	6
目標1 女性の人権を尊重するための環境づくり	6
目標2 女性の生涯を通じた健康支援	10
基本課題Ⅱ 教育・学習	12
目標3 男女平等の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し	12
目標4 あらゆる場での男女平等教育・生涯学習の推進	15
基本課題Ⅲ 家庭・地域	18
目標5 男女が共に参画する家庭・地域づくり	18
目標6 男女が安心して子育てできる環境づくり	20
目標7 高齢者・障害者への社会的支援	23
基本課題Ⅳ 就労	25
目標8 職場における男女平等の推進	25
目標9 女性の職業能力の開発と就労機会の拡大	28
目標10 男女が職業生活と家庭生活を両立できる環境づくり	30
基本課題Ⅴ 社会参画	32
目標11 政策・方針決定過程への女性の積極的参画と登用促進	32
目標12 防災・災害復興への女性の参画	34
基本課題Ⅵ 推進体制	36
目標13 「男女共同参画推進計画」推進のための方策	36

<資料>

1	年表	41
2	関係法令	43
	(1) 日本国憲法（抄）	43
	(2) 世界人権宣言	45
	(3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	48
	(4) 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	54
	(5) 男女共同参画社会基本法	57
	(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	62
3	柏市男女共同参画推進審議会	70
	(1) 設置条例	70
	(2) 審議の経過	72
	(3) 委員名簿	73

第 1 章 計画の改定にあたって

1 改定の主旨と背景

柏市では、これまでの「柏プランー柏市婦人行動計画（平成7月3月策定）」を引き継ぐ形で、平成13年10月「柏市男女共同参画推進計画」を策定し、男女がそれぞれに自立し、多様な生き方を認めあい、個性をいかせる社会一男女が平等に暮らすまち柏一の実現をめざし、数々の施策に取り組んでまいりました。

計画策定から4年余りが経過し、この間、さまざまな社会変化がありました。法制面では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法：平成13年10月施行）・（改正DV法：平成16年12月施行）」や「次世代育成支援対策推進法（平成15年7月施行）」、「改正育児・介護休業法（平成17年4月施行）」等、女性施策関連の整備が進められてきました。

さらに国では、平成17年12月「男女共同参画基本計画(第2次)」を策定し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、女性のチャレンジ支援策、仕事と家庭・地域の両立支援策等、また新たな取り組みを必要とする分野に、防災・災害復興に男女共同参画の視点を取り入れた施策を確立するなど、更なる男女共同参画社会の推進に向けての取組が行われています。

県では、「千葉県男女共同参画計画」の新しい事業計画の見直しや、DVの防止とDV被害者の保護や自立支援などを内容とする各種施策を展開するため、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」の策定が行われています。

柏市では、「柏市インターネット男女共同参画推進センター」の開設やDV問題の対応策として「女性のこころと生き方相談」の開設、男女共同参画に関する意識調査の実施など、具体的な事業の展開を行ってきました。

しかしながら、家庭・職場・地域などでの意識や慣行の中などには、依然として、男女の固定的な役割分担意識が残っており、女性の能力や個性が十分に活かされているとはいえない現状があります。性別にかかわらず個人として尊重され、主体的に生き方を選択でき、その能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現には、なお多くの課題が残されています。

このような現状を踏まえ、推進計画を見直すこととしました。

2 改定の基本的な姿勢，経緯

「柏市男女共同参画推進計画」の改定にあたっては，柏市男女共同参画推進審議会の答申を踏まえ，基本理念や基本課題等の骨子はそのままに，計画の前期5年間（平成13年度から17年度まで）の目標に対し，その具体的な施策について改定しました。

改定にあたり，男女共同参画に関する意識調査，計画の進行状況，パブリックコメントでの提案，国の基本計画（第2次）の考え方等を踏まえ，目標及び施策の表現，修正，新規施策の追加を行いました。

3 計画の目的

柏市では，「男女共同参画社会基本法・第14条」に則り，「男女共同参画基本計画」及び「千葉県男女共同参画計画」を勘案し，男女がそれぞれに自立し多様な生き方を認め合い，個性を活かせる社会の実現を目指しています。

本計画に沿って，関係各課が事業を遂行していくことを目的としています。

4 計画の基本理念

I 人権が尊重され男女が自立した社会の実現

男女の平等の前提には，男女それぞれが個人として自立することが求められています。男女の別なく，経済的自立，生活的自立及び精神的自立の三つの条件が整ってはじめて対等な個人と個人の間人間関係が生まれると言えます。そのためには，様々な社会的制度の改革をはじめ，教育・学習という面から社会全体の意識改革も大変重要になります。すべての男女が個人として尊重され，社会の対等な構成員として共に責任を担う社会を実現します。

II 自由な選択と多様な生き方を認めあう社会の実現

社会の中における様々な性別役割分担意識やそれに基づく伝統的な制度，慣習やしきたりが依然として根強く残っています。

そのため，女性の就労や男性の家事・地域活動等の選択をしにくくしているなどの影響もみられます。男性も女性も家庭・職場・地域のあらゆる領域で，一人の人間として主体性を持ち，自由な選択と多様な生き方ができる社会を実現します。

Ⅲ 男女共同参画で築くまちづくりの実現

今日、地域社会にあっては、少子・高齢化の進展、経済活動の国際化、成熟化さらに家族形態やライフスタイルの多様化等から、市民生活も変化しています。男女が社会の対等な構成員として、あらゆる領域の意思決定過程に参画し、共に責任を担い、より質の高い地域社会を創りだしていくことが必要です。このような状況から、自分たちの住むまちづくりは自らが積極的に参画し、柏市が目指している「安心・希望・支えあい」というまちづくりの理念（「柏市第四次総合計画」）に結びつけていきます。

5 計画の性格

- ・男女共同参画社会の実現に向け、「基本課題」を設定し、基本課題ごとの「目標」「施策」「具体的な施策」「担当部署」を示しました。
- ・この計画は、柏市第四次総合計画「第一章 市民と協働—市民とともにあゆむまち」に位置付け、整合性を図り策定したものです。
- ・この計画は、男女共同参画社会を実現するために、全庁的取組及び市民や団体の協力と参画を求めています。

6 計画の期間

計画の計画期間は、平成13年度から平成27年度までの15年間です。ただし、目標は、5年ごとに見直すこととします。

7 計画の基本課題

I 人権

- ・女性の人権及び性を尊重する

II 教育・学習

- ・男女平等意識をつくる

III 家庭・地域

- ・男女の生活者としての自立をすすめる

IV 就労

- ・働く場における男女平等と女性の経済的自立を確保する

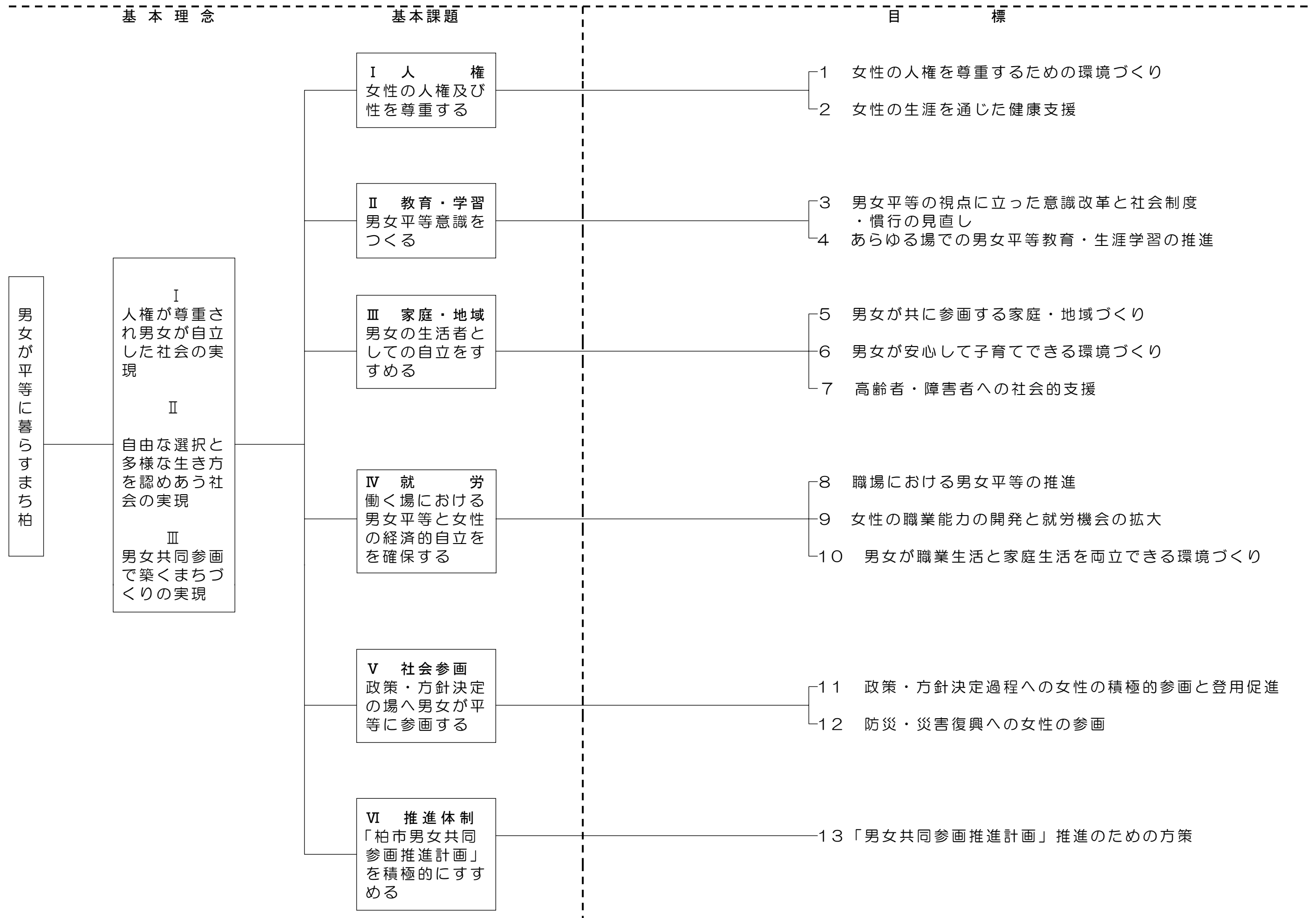
V 社会参画

- ・政策・方針決定の場へ男女が平等に参画する

VI 推進体制

- ・柏市男女共同参画推進計画を積極的にすすめる

第2章 施策体系図



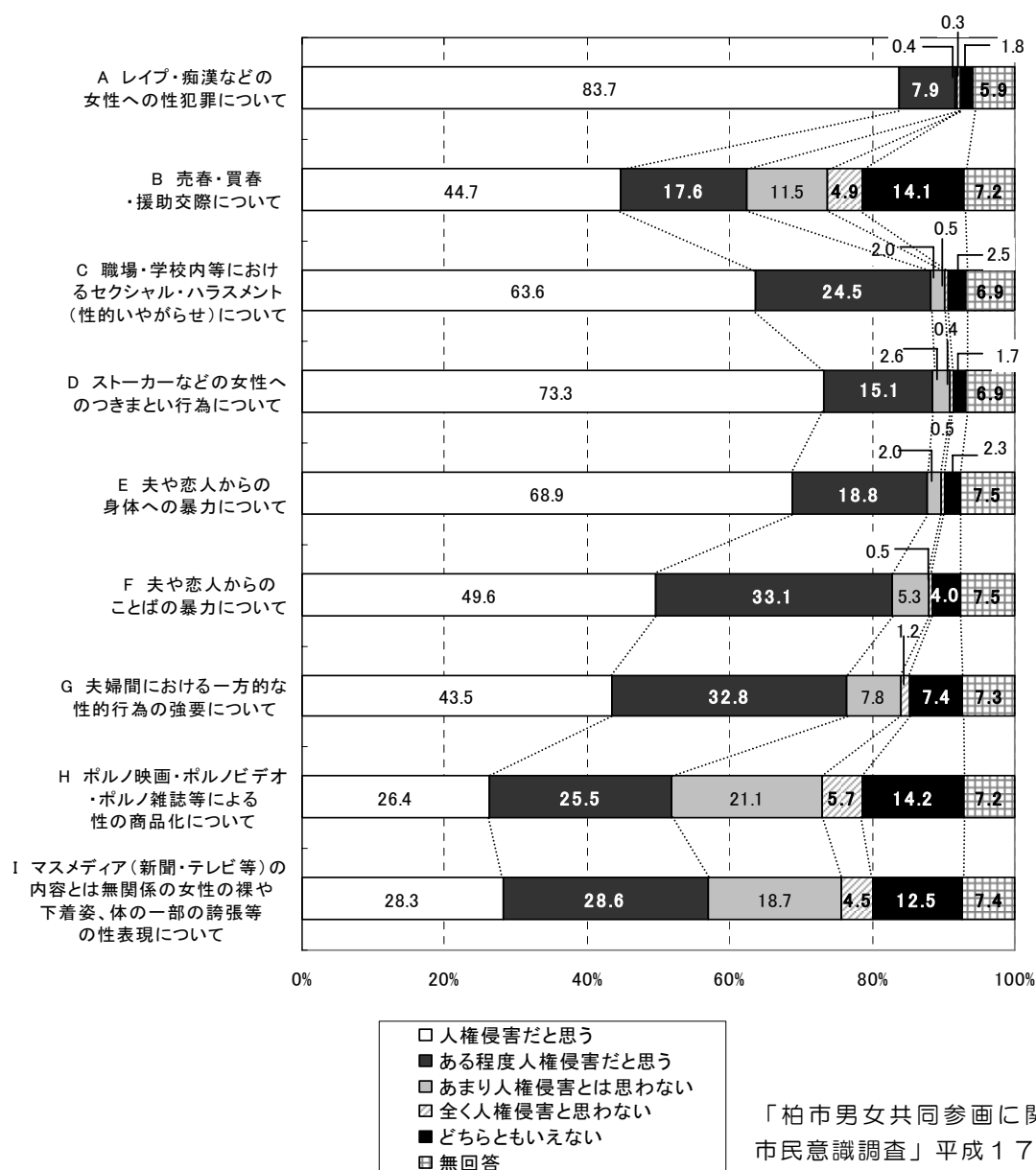
第3章 基本計画

基本課題Ⅰ 人権（女性の人権及び性を尊重する）

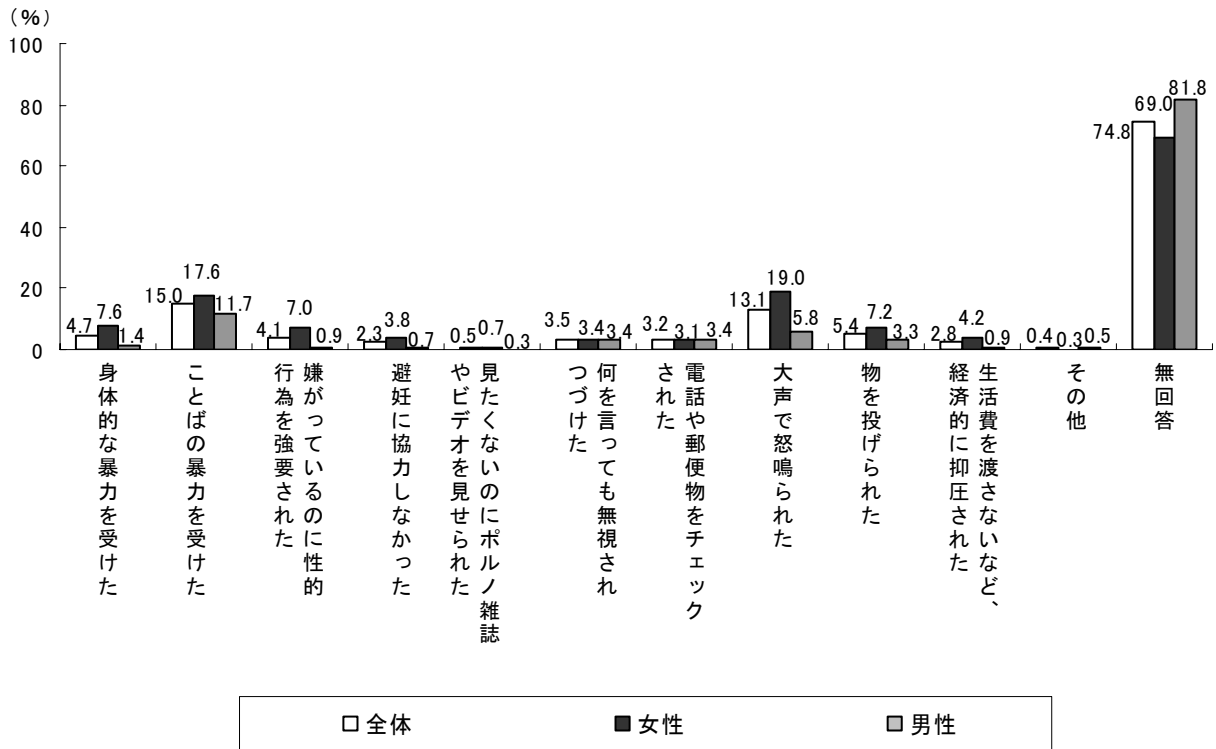
目標1 女性の人権を尊重するための環境づくり

【現状と課題】ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）、ストーカー行為、性犯罪、売買春、人身取引等の女性に対する暴力は、これまで潜在していたことから、問題として認識されにくく、社会の理解も不十分で個人的な問題とされてきました。平成17年度の市民意識調査では、女性に対する暴力を人権侵害としない回答がみられます。また、男性の1.4%、女性の7.6%が配偶者等からの身体的な暴力を受けた経験があると答えています。平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16年改正）が施行されてから、DVに関する相談件数は増加傾向にあります。

問 女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことですか



問 配偶者や恋人などのパートナーからどのような暴力行為を受けましたか（複数回答）



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度

女性に対する暴力は、性別役割分担や経済力の格差、上下関係など社会構造に根ざしたものであり、社会問題として把握し対処しなければなりません。暴力は人権侵害であり、その対象の性別、間柄、公的・私的領域を問わず、決して許されることではありません。

国際社会においても、諸外国の貧困や飢餓がもたらす女性問題・女性への暴力など、世界の女性がおかれている状況を知り、その地位向上のため支援していくことは、男女平等を推進する上でとても重要です。

また、メディアからの情報が行動や意識に与える影響は大きく、その情報の中には、女性の性の商品化、性・暴力表現、性別役割分担意識に基づく表現等が少なくありません。メディアにおける女性の人権の尊重を推進していく必要があります。そのためには、メディア・リテラシーの育成も不可欠です。

男女平等の視点に立って、女性の人権を尊重するための環境を整備する必要があります。

ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人など親しい関係にある男性から女性が受ける暴力等をさして言います。肉体的な暴力だけでなく、妻の行動を制限するとか暴言を吐くなどの行為も暴力にあたります。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、人目にふれる場所へのわいせつな写真などの掲示なども含まれます。

メディア・リテラシー

新聞、ラジオ、テレビ、映画、雑誌などから発信される情報をそのまま受け取るのではなく、批判的な視点をもって解釈し、理解すること。また、メディアを活用し、自分の考えを表現することをいいます。

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(1) 女性に対するあらゆる暴力の排除</p>	<p>①相談体制の充実 女性に対するあらゆる暴力を排除するため、暴力の被害を受けた女性が安心して相談できる窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実 法律相談 人権相談 女性のこころと生き方相談 女性相談 ・相談員の知識・対応技術の向上 ・関係機関との連携強化 警察 病院 配偶者暴力相談支援センター 民間グループ ・DV加害者の相談に関する情報収集 ・広報等による情報提供 ・職員対象のセクハラ相談窓口における迅速な対応 <p>②DV被害者への支援 被害を受けた女性の緊急一時保護や自立へ向けて、関係機関との連携のもとに支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護事業の充実 緊急避難支援及び緊急一時保護 民間一時保護施設への支援 ・保護施設等との連携 ・被害者の自立支援 就業相談等 <p>③人権尊重と女性への暴力防止に関する広報、啓発 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのため、暴力の実態を把握するとともに、広報、意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム、情報紙等による啓発 ・暴力に関する意識調査 	<p>広報広聴課 男女共同参画室 児童育成課 関係部署 関係部署</p> <p>男女共同参画室・広報広聴課 関係部署 人事課</p> <p>児童育成課・男女共同参画室・関係部署 男女共同参画室 児童育成課・男女共同参画室 児童育成課・男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室 男女共同参画室</p>

<p>(2) メディアにおける女性の人権の尊重</p>	<p>① 広報・出版物等における表現の見直し 市の広報・出版物等において性別役割分担意識に基づく表現を使用していないか見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・出版物等における男女平等の視点に立った表現の使用 ・ ガイドラインの作成と活用 <p>② メディア・リテラシーの育成 メディアから提供される情報を男女平等の視点から判断する力をつけるためにメディア・リテラシー向上のための学習機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メディア・リテラシー向上のための学習機会の充実 	<p>広報広聴課・関係部署 男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室</p>
<p>(3) 国際社会における男女平等の推進</p>	<p>① 諸外国の女性問題の情報の収集及び提供 諸外国の女性問題やその取組・支援策について情報を収集・提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集及び提供 <p>② 市内の在住外国人に対する支援 日本人との婚姻や就労により来日した外国人女性に対し、生活情報の提供、離婚問題・配偶者の扶養義務拒否等に関するアドバイスや相談窓口の紹介をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人のための相談窓口の充実 <div data-bbox="545 1279 1129 1518" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力を受けたり、聞いたらすぐに身近なところへ相談を ・ メディアチェックをしてみましよう </div>	<p>男女共同参画室</p> <p>国際交流室</p>

目標2 女性の生涯を通じた健康支援

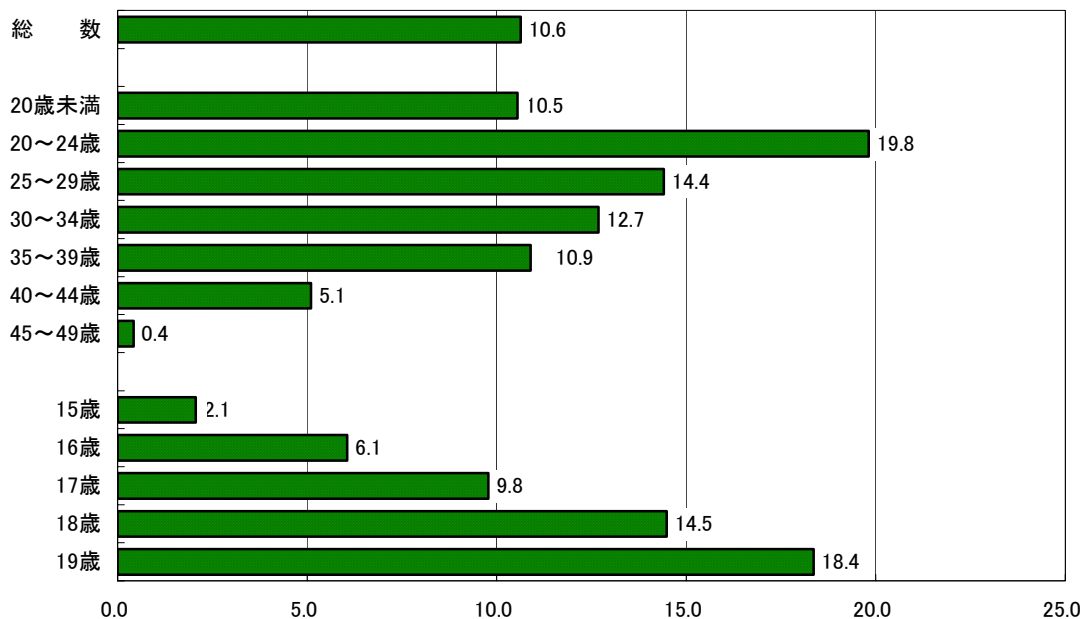
【現状と課題】性に対する理解と尊重は、男女がパートナーシップを保つうえで大変重要です。女性はその身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっており、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面します。ライフサイクルを通じて、性と生殖の健康・権利について、男女ともに留意する必要があります。この性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方は、1994年カイロ国際人口開発会議において提唱され、翌年北京で開催された第4回世界女性会議で女性の基本的な権利として位置付けられました。

また、男女の力関係が平等でないことや、女性の健康を守るニーズに関する男女間のコミュニケーションや理解が欠如していることが障害となって、女性の健康が脅かされていると指摘されています。

この視点に立ち、女性の思春期、成人期、高齢期等生涯を通じた性と生殖に関する総合的な施策が必要です。

HIV／エイズや薬物乱用、喫煙、環境汚染などは女性の健康に大きな影響を及ぼします。さらに、若年層の人工妊娠中絶や性感染症が深刻化していることから、健康をおびやかす問題についての対策が求められています。

年齢階級別にみた人工妊娠中絶率
(年齢階級別女子人口千対)



注：1) 「総数」は、15～49歳の女子人口千対。(15歳未満・不詳の人工妊娠中絶件数を含むが、50歳以上の人工妊娠中絶件数は除く。)

2) 「20歳未満」は、15～19歳の女子人口千対。(15歳未満の人工妊娠中絶件数を含む。)

「平成16年度保健・衛生行政業務報告」厚生労働省

性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

性と生殖の健康とは、妊娠、出産及び性に関する女性の生涯を通しての健康のことであり、ここでいう健康とは、女性が身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをいいます。

性と生殖の権利とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされています。

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(1) 性と生殖の健康・権利の理解と普及</p> <p>(2) 女性の健康保持と増進</p>	<p>①性と生殖の健康・権利に関する啓発 ライフサイクルを通じて、性と生殖の健康・権利について、男女ともに留意することができるよう「性と生殖の健康・権利」の重要性についての周知や情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等による情報提供 <p>②性に関する正しい知識・情報の提供、学習機会の充実 「性と生殖の健康・権利」の重要性について、学習機会の充実と情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における性教育の充実 ・家庭における性教育を支援する学習機会の充実 <p>①女性の健康支援 妊娠・出産や更年期など、心身の変化に対応した健康診査、保健相談等により、健康づくりを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の健康診査、相談及び指導 ・女性の健康管理に関する講座等の実施 ・女性のための各種健康診査等の充実 <p>②健康をおびやかす問題についての情報提供 HIV/エイズ、性感染症、喫煙、環境汚染など女性の健康をおびやかす問題から、生命・健康を守るための正しい知識・予防対策について情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における性感染症等に関する教育の充実 ・広報紙等による情報提供 ・講座の開催 ・環境問題に関する情報提供 <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あなたの健康は、あなた自身で守りましょう </div>	<p>男女共同参画室</p> <p>学校保健課 近隣センター</p> <p>健康推進課 健康推進課 健康推進課</p> <p>学校保健課 健康推進課・男女共同参画室・消費生活センター 消費生活センター 環境保全課</p>

基本課題Ⅱ 教育・学習（男女平等意識をつくる）

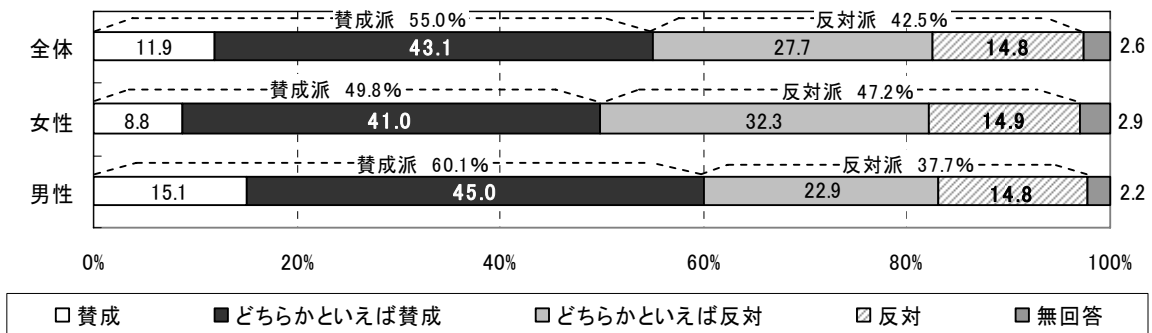
目標3 男女平等の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】私たちの職場や家庭，地域社会においては，「男らしさ，女らしさ」という概念や「男は仕事，女は家庭」という性別役割分担意識，さらに制度・慣行の中に存在する女性への差別や偏見などが依然として残っています。

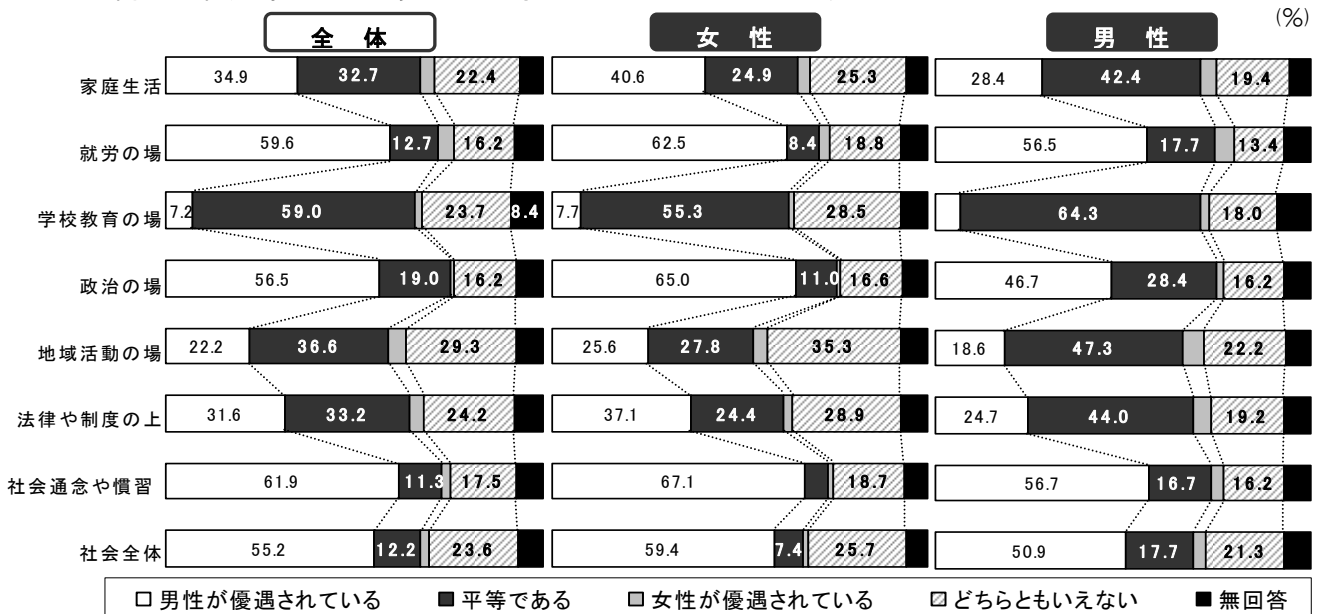
これらの意識や慣習が，女性の多様な生き方や社会参画，経済的自立を阻み，また男性の生活者としての自立を妨げる要因になっています。さらにこのことが子どもたちに影響を与え社会的性別（ジェンダー）の意識を再生産することとなります。

性別にかかわらず個人として尊重され，主体的に生き方を選択でき，その能力と個性を十分に発揮できる社会の実現のためには，社会的合意を得ながら社会的性別（ジェンダー）にとらわれない環境づくりや制度・慣行が機能するような配慮や見直しが求められています。

問 「男は外で働き，女は家庭を守るべきである」という考え方をあなたはどのように思いますか



問 各分野において男女が平等になっていると思いますか



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度

社会的性別（ジェンダー）

生物学的性別（セックス）に対して，社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念であり，それ自体に良い悪いの価値を含むものではない。

施 策	具 体 的 な 施 策	担当課
<p>(1) 男女平等意識をつくるための啓発活動の充実</p>	<p>①啓発事業の充実 男女共同参画社会，社会的性別（ジェンダー）にとらわれない環境づくりをテーマに講演会やシンポジウム等を開催し広く市民の参画を求めるとともに理解を深めるための啓発を行います。 ・ 講座，シンポジウム，イベントの実施 ・ 広報紙等による啓発</p> <p>②男女平等に関する条約，法令等の周知 男女平等社会の実現に向け，法や制度等の積極的な活用促進と理解を深めるための啓発に努めます。 ・ 広報紙等による法令等の周知 女子差別撤廃条約 憲法 男女共同参画社会基本法 男女雇用機会均等法 民法 育児・介護休業法 国籍法 DV防止法 年金制度 ・ 法制度に関する学習機会の充実</p> <p>③男女平等に関する研究と情報収集・提供 男女間格差や偏りを把握するため市民を対象に，男女平等に関する意識を調査・分析しその結果を各種事業に反映させていきます。 ・ 男女平等に関する意識調査の実施 ・ 男女別統計に関する情報収集</p>	<p>男女共同参画室 男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室 ・ 関係部署</p> <p>関係部署</p> <p>男女共同参画室 男女共同参画室</p>
<p>(2) 男女平等の視点に立つ行政職員の育成</p>	<p>①職員研修の実施 あらゆる施策や事業を男女平等の視点に立って推進していくための職員研修を充実します。 ・ 女性問題に関する職員研修の充実 ・ セクハラ防止に関する研修の充実 ・ 次世代育成支援対策推進法の規定による柏市特定事業主行動計画に基づく研修の充実</p> <p>②性別にとらわれない職員の採用・配置 性別にとらわれない男女職員の登用，女性職員の職域拡大や能力が発揮できる機会の確保等に努めます。 ・ 性別にとらわれない職員の採用 ・ 女性職員の積極的な職務配置</p>	<p>人事課 人事課 人事課</p> <p>人事課 人事課</p>

<p>(3) 社会制度・慣行の見直し</p>	<p>① 社会制度・慣行の見直し 社会制度・慣行について、男女平等の視点に立って調査研究し、社会的合意を得ながら必要に応じて関係機関へ働きかけます。 ・社会制度・慣行の調査研究</p> <div data-bbox="549 427 1129 595" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>あなたができること ・啓発事業に参加してみましょう</p> </div>	<p>男女共同参画室</p>
------------------------	---	----------------

目標 4 あらゆる場での男女平等教育・生涯学習の推進

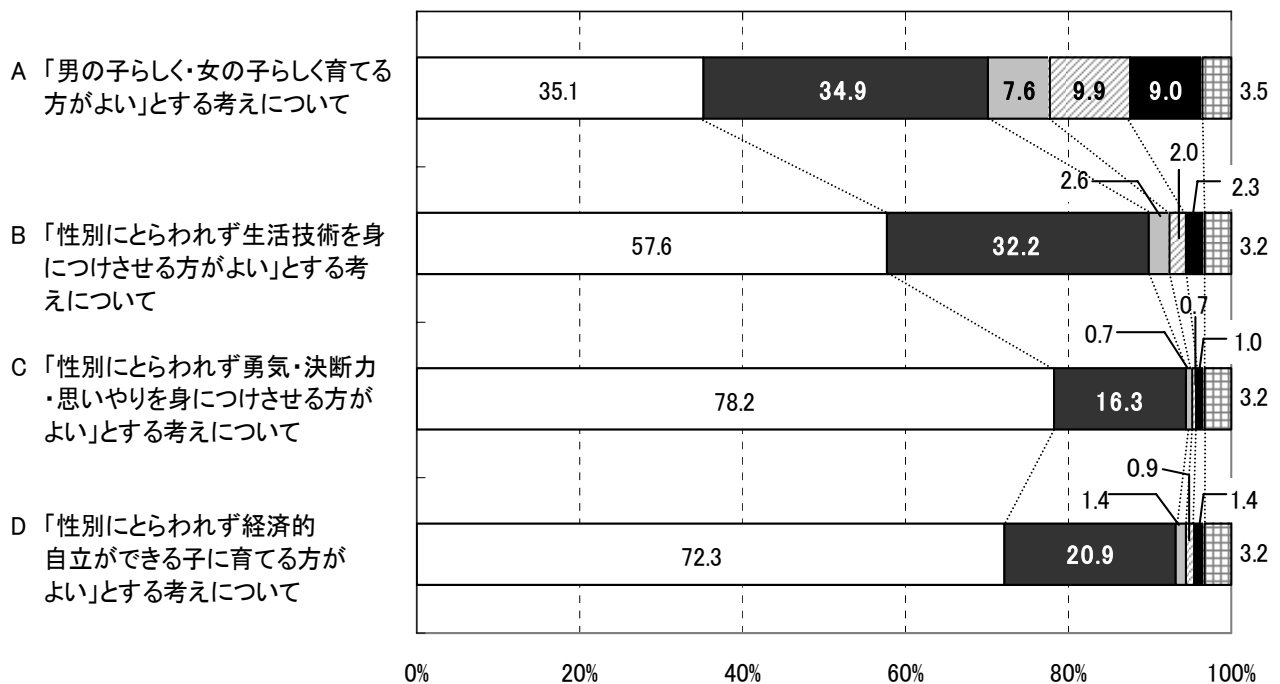
【現状と課題】学校教育では家庭科の男女共修が実施され、男女混合名簿が導入されるなど、男女平等の教育環境が整備されつつあります。しかし、教材や行動、慣行等に含まれる「隠れたカリキュラム」が、結果的には性差別につながったり、社会的性別（ジェンダー）による偏った考え方を刷り込んだりすることがあります。

学校教育だけでなく、家庭・地域で協力して社会的性別（ジェンダー）にとられない教育ができるようなプログラムを充実させ、その運用の際には男女共同参画を正しく理解したうえで行うものとしします。

また、生涯にわたって多様な学習機会が確保され、男女各人が自立した関係を築いていくことが望まれます。

男女平等の意識を育むためには、学校・家庭・社会等あらゆる場において男女平等教育や生涯学習の果たす役割が重要です。

問 子どもの育て方についてあなたはどのように思いますか



□ そう思う ■ どちらかといえばそう思う □ どちらかといえばそう思わない □ そう思わない ■ どちらともいえない □ 無回答

「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度

隠れたカリキュラム

固定的な男女の役割意識を学校での生活や教育の中で無意識のうちに子どもたちに伝えていることをいいます。例えば、教材での記述、イラスト等を通して描かれる固定的な男性像・女性像、学習活動での教師の教え方や何げない言葉かけ、学校行事における男子や女子の役割等があります。表面に現われず、見えにくいだけに子どもたちに影響を与えているものと考えられます。

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
(1) 家庭教育における男女平等意識の啓発	<p>①男女平等意識の啓発 男女平等の視点に立って家庭での教育が行われるよう啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級等の充実 ・広報紙等による啓発 	近隣センター 男女共同参画室
(2) 保育園・市立幼稚園における男女平等教育の推進	<p>①男女平等教育・保育の推進 性別にとらわれず個性や能力が伸ばせる環境づくりに努め、保育士等への啓発・研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別にとらわれない教育・保育 ・講座の開催 ・保育士、幼稚園教諭を対象にした研修会の開催 	保育課・教育研究所 教育研究所 保育課・教育研究所
	<p>②隠れたカリキュラムの見直し 保育士や保護者の何げない言葉かけや行動、慣行により、必要以上に社会的性別（ジェンダー）意識を助長しないよう「隠れたカリキュラム」の点検、見直しに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠れたカリキュラムの点検、見直し 	保育課・教育研究所
(3) 学校における男女平等教育の推進	<p>①男女平等教育の推進 人権尊重や男女平等の意識を育て、性別にとらわれず個性を尊重した教育・指導に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別にとらわれない教育 ・副読本等の作成・活用 ・教職員対象の男女平等教育研修の実施 ・多様な生き方を選択できる進路指導 	指導課・教育研究所 教育研究所・男女共同参画室 指導課・教育研究所 指導課・教育研究所
	<p>②隠れたカリキュラムの見直し 学習教材や児童・生徒の教育のなかで、必要以上に社会的性別（ジェンダー）意識を是認したり、男女を分けたりしている慣行等についての点検、見直しを図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠れたカリキュラムの点検、見直し 	教育研究所

基本課題Ⅲ 家庭・地域（男女の生活者としての自立をすすめる）

目標5 男女が共に参画する家庭・地域づくり

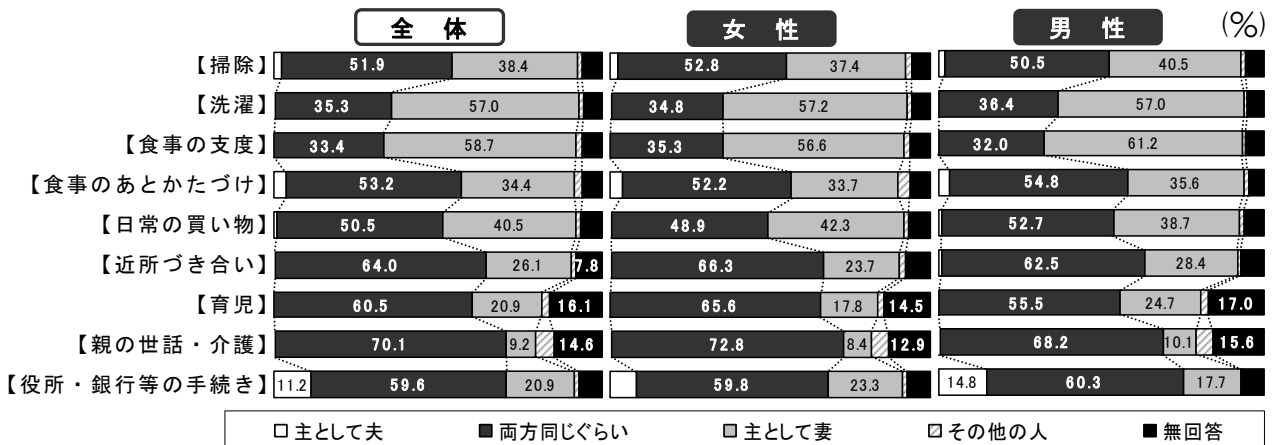
【現状と課題】わが国の社会は、これまで経済優先の考え方が強く、男性は長時間労働による職場中心の生活や経済的責任を、女性は家事・育児・介護等の家庭責任をという役割分担を固定化してきました。平成17年度に行った市民意識調査の結果でも、日常の家事分担は、主に妻の役割となっています。

しかし、家族規模の縮小、高齢化の急速な進展のなかで、家事・育児・介護のあり方が問題になってきています。男性には、家事・育児・介護へ積極的にかかわるとともに、地域社会への参画が求められています。特に2007年には団塊の世代の退職者が多く出ることから退職後を見越した生活的自立が求められています。

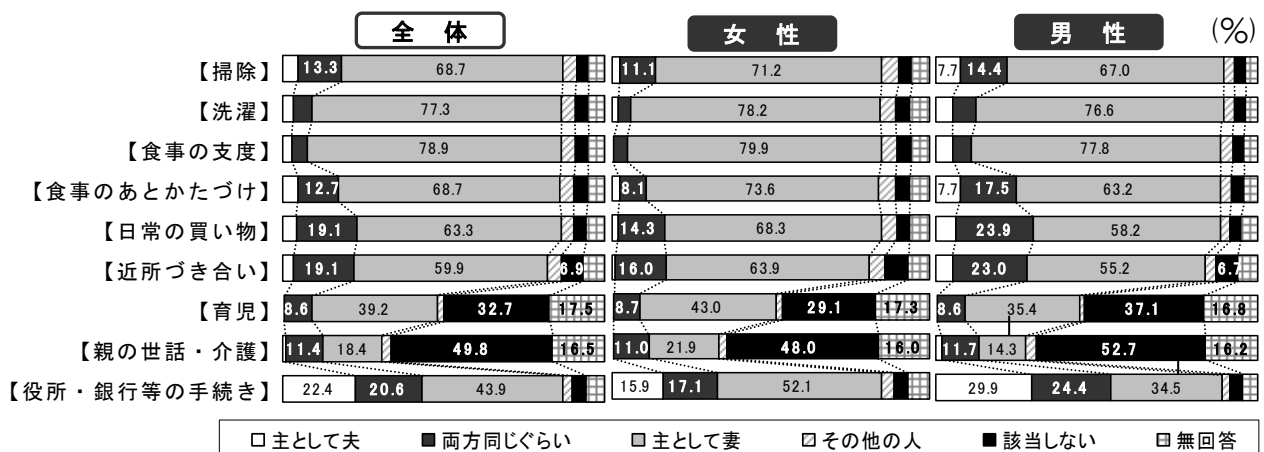
家庭、地域がともに生きがいの場となり、地域をより豊かなものにするためには、家庭責任を男女がともに担い、社会全体で子育て、介護を支援する環境整備、町会・自治会活動、ボランティア活動などへ男女が参画しやすい環境づくりが必要です。

また、主として男性の担っている収入の伴う労働（有償労働）と、主として女性が担っている収入の伴わない労働（無償労働）を性別で分けることなく、男女でともに分かち合える社会の実現をめざします。

問 家事の「理想」の役割分担は？



問 家事の「実際」の役割分担は？



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(1) 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進</p>	<p>①地域活動・市民活動への参画推進 豊かな地域コミュニティを築くために、地域活動へ男女が積極的に参画していく必要があります。 ・地域活動・市民活動の情報収集と提供</p> <p>②家庭生活・地域活動・NPO活動へ参画しやすい条件整備 家事・育児・介護などに男女がともにかかわりあい、また地域活動やNPO活動にも男女がともに参画できるように労働時間の短縮や子育て中の男女が参加しやすい環境づくりに努めます。 ・労働時間短縮に係る情報収集</p> <p>③男性が家庭責任を担うための支援 男性の家事・育児・介護への積極的参画を促し、生活的自立を図るための講座を開催します。 ・家事に関する講座 ・育児に関する講座 ・介護に関する講座</p> <div data-bbox="549 1093 1129 1279" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること ・男女で家事，育児，介護，地域活動を担い合いましょう</p> </div>	<p>市民活動推進課</p> <p>商工課</p> <p>近隣センター 健康推進課・保育課 高齢者支援課</p>

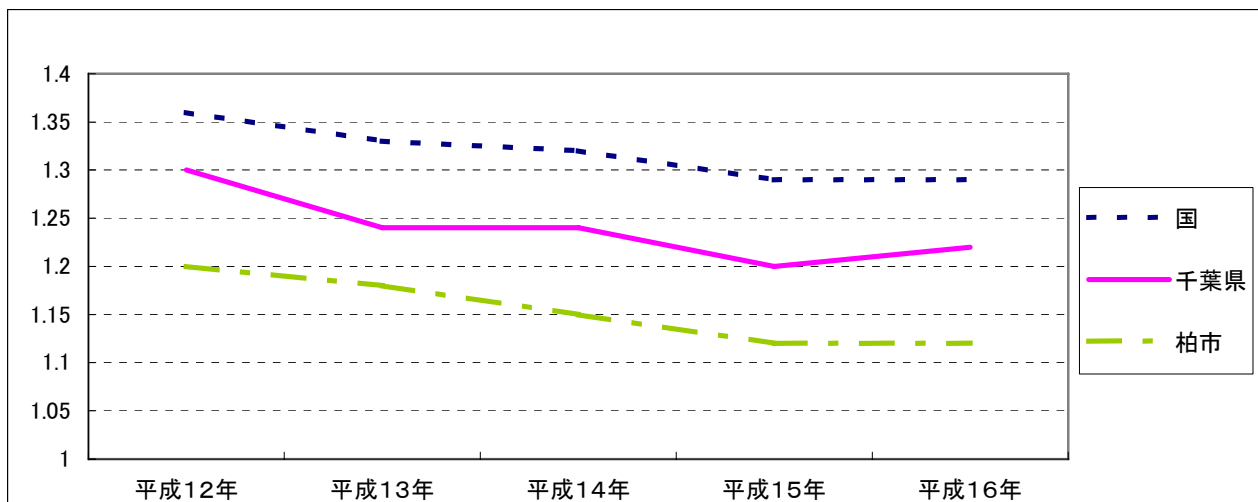
目標 6 男女が安心して子育てできる環境づくり

【現状と課題】本市の合計特殊出生率は1.12（平成16年）と少子化傾向にあります。子どもを持つうえで、経済的負担が大きいこと、仕事と家庭の両立が困難であることなどが原因で、実際の子ども数が理想の子ども数に届いていない現状です。

女性の就業率の高まりとともに、様々な雇用形態やニーズに対応した保育事業の整備や充実、男女ともに取得しやすい育児休業制度の充実が必要です。職業があってもなくても、子育ては女性の役割という考え方にとらわれず、男性が主体的に育児にかかわれるよう、環境を整えることも求められます。

本市では、地域全体で子育てを支えるため、地域づくり、人間関係づくりを基本にした「次世代育成支援行動計画」を平成17年3月に策定しています。これに基づき、男女が互いに協力し合い責任を担うものとしての理解を深めるとともに、地域のなかで、子育てができる体制づくりを進めていく必要があります。

合計特殊出生率

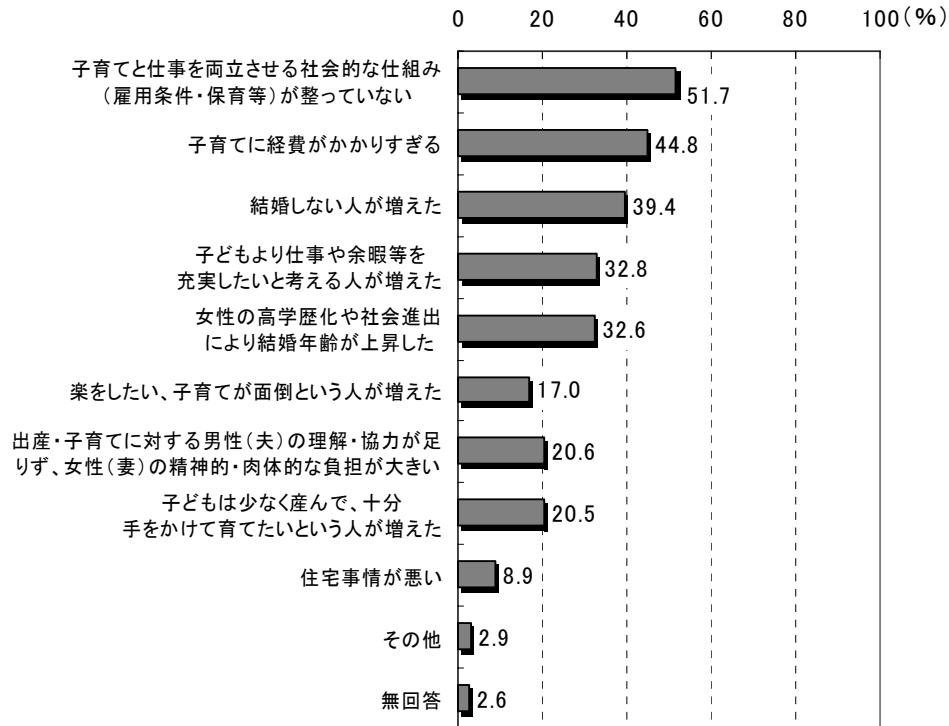


問 子どもは何人欲しいですか？

結婚年齢	理想子ども数	予定子ども数	現存子ども数
0～4年	2.31人	1.99人	0.76人
5～9年	2.48人	2.07人	1.07人
10～14年	2.60人	2.10人	2.03人
15～19年	2.69人	2.22人	2.21人

国立社会保障・人口問題研究所 第12回出生動向基本調査（平成14年度）より

問 出生率低下の原因は？



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
(1) 子育てしやすいまちづくり	①保育サービスの充実 女性の社会進出を積極的に受け入れ、また仕事を持つ男女が安心して子育てができるよう保育サービスの充実に努めます。 ・保育サービスの充実 産休明け保育 延長保育 家庭保育福祉員 病後児保育 保育園の整備 柏市保育ルームへの支援 ファミリーサポートセンター等 私立幼稚園での預かり保育 こどもルーム	保育課 児童育成課 こどもルーム担当室
	②子育て支援事業の充実 子育て中の保護者が子育てを楽しむことができ、いつでも相談できる場や仲間づくり、社会参加できるための地域ぐるみでの支援事業の充実に努めます。 ・子育て支援事業の充実 子育てサロン 子育てサークル 一時保育等 ・子育て講座 地域ぐるみ子育て支援(母と子の集い)	保育課 健康推進課
	③相談体制の充実と情報提供 子育て中の保護者の悩みごと相談や子育て支援情報の提供に努めます。	

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育相談，子育てにこころ電話相談，育児相談，家庭児童相談の充実 ・ ひとり親家庭の相談体制の充実 ・ 広報紙等による情報提供 ・ 健康づくり推進員による声かけ訪問 ・ 子育てホームページの設置 <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的に仲間づくり，子育て講座に参加しましょう ・ 地域で子育てを支えましょう </div>	<p>教育研究所・保育課 健康推進課・児童育成課 児童育成課 児童育成課 健康推進課 児童育成課</p>

目標7 高齢者・障害者への社会的支援

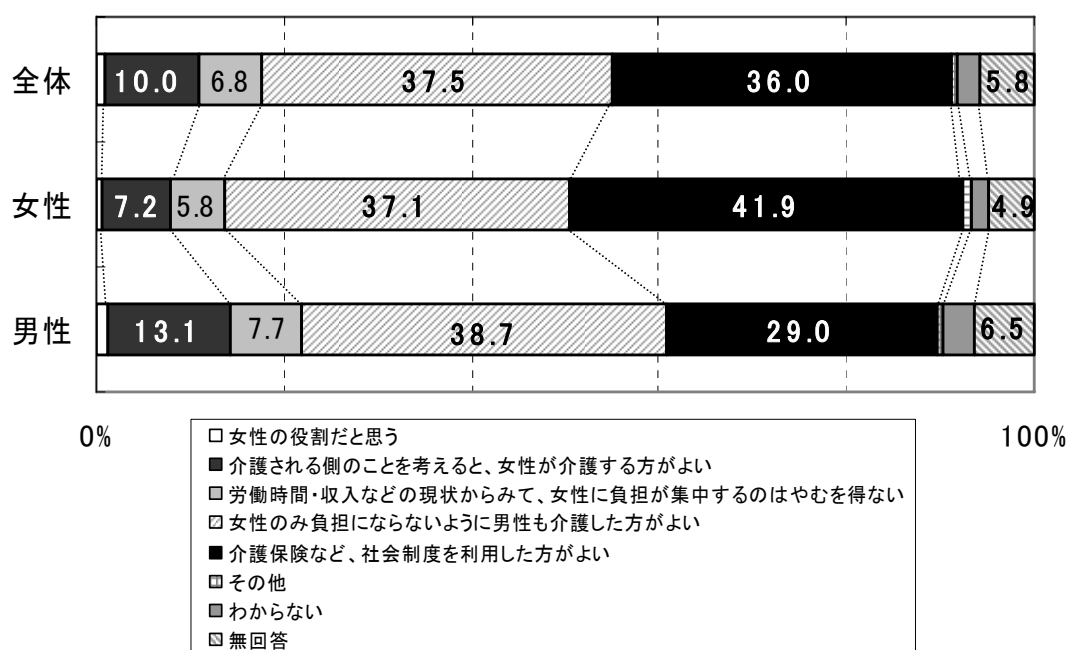
【現状と課題】高齢社会が急速に進み、高齢者の問題は家庭や地域で深刻になっています。高齢者に占める女性の割合は男性より多く、年金等経済的基盤の弱い高齢女性も多くいます。また、介護は女性（母・妻・嫁・娘など）の仕事という性別役割分担意識により高齢女性にもその役割が課せられています。一方で男性は、職場中心の生活になりがちなことから、高齢期を迎えて地域社会とのかかわりや家庭生活での自立が困難といった状況にあります。

昨今では女性の就労が増え、また高齢者と子の同居率が低くなるなど、家族だけでは介護しきれなくなっています。平成12年度にスタートした介護保険制度は、家族、特に女性の負担の軽減、および介護の社会化が進み、さらに平成18年度の大幅な見直しにより、高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができるよう、介護予防の推進や地域密着型サービスの整備を図ることとなります。

また、18年度、障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神の三障害に対して、在宅・施設サービスを一元的に提供する体制が確立します。

本市では、平成16年に「第2期ノーマライゼーションかしわプラン」を、平成18年には「第3期柏市高齢者いきいきプラン21」を策定し、事業を展開しています。

問 女性が介護の主たる担い手となるケースが多いことについてどう思いますか？



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(1) 高齢者・障害者への社会的支援</p>	<p>①介護予防の推進や介護サービスの充実 高齢者が住み慣れた家や地域で生活できるよう、介護予防の推進や地域密着型サービスの整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの設置 ・地域密着型サービスの整備 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型 共同生活介護 認知症対応型通所介護 夜間対応型訪問介護 ・柏総合相談機能の強化 ・介護予防拠点の整備 <p>②障害者支援サービスの充実 障害者が住み慣れた家や地域で生活できるよう、在宅サービスや施設サービスの整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害（者・児）居宅支援サービスの充実 ・障害者の一時介護委託料の助成 <p>③バリアフリーのまちづくり 高齢者や障害者が快適な日常生活が送れるよう、公共施設や住環境の整備を働きかけていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修等の援助 ・公共施設等のバリアフリー化の推進 ・バリアフリーのまちづくりの啓発 <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康に気をつけできる限り、自分でできることは自分でしましょう </div>	<p>高齢者支援課 高齢者支援課</p> <p>高齢者支援課 高齢者支援課</p> <p>障害福祉課 障害福祉課</p> <p>高齢者支援課・障害福祉課 道路建設課・関係部署 障害福祉課・企画調整課</p>

基本課題Ⅳ 就労（働く場における男女平等と女性の経済的自立を確保する）

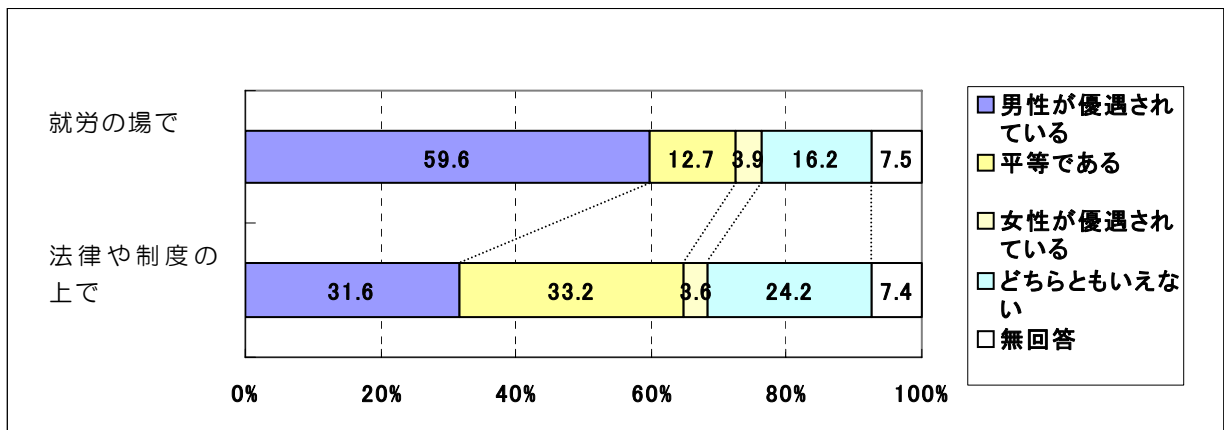
目標 8 職場における男女平等の推進

【現状と課題】就労の場では、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の法律が整備され、法制度上は男女に対し、均等な待遇が確保されてきています。

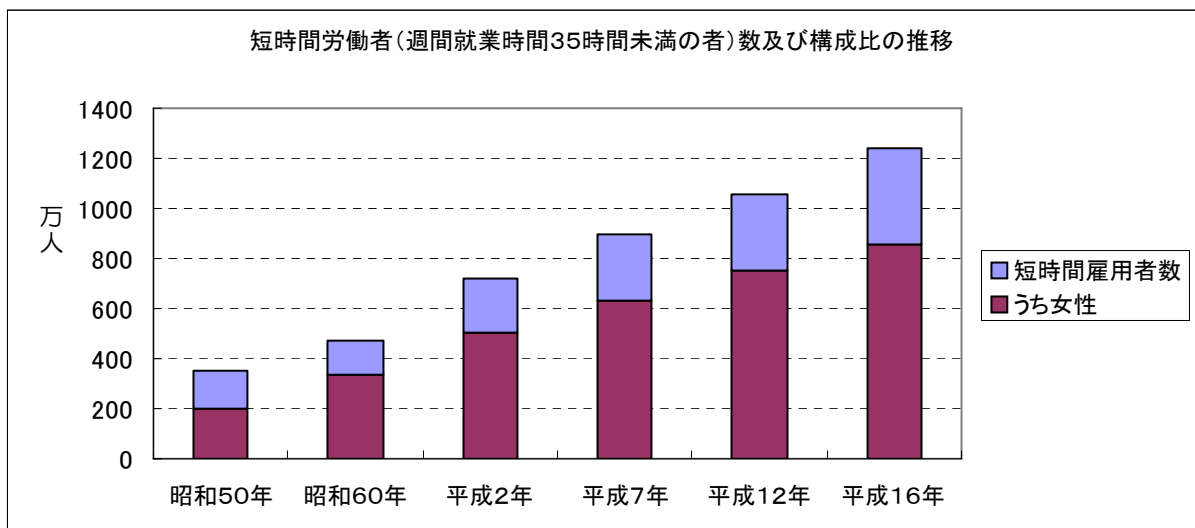
しかし、女性は、その能力や意欲を適正に評価されることなく、補助的な仕事や単純労働を担う傾向が、また昇進・昇格の機会や賃金についても男性との間に大きな格差がみられます。働く場での男女平等を図るためにはポジティブ・アクションの導入が必要です。

妊娠・出産期における働く女性の母性保護の確立のための環境整備・充実や職場におけるセクハラ防止のため、事業主が配慮するよう働きかけることも必要です。

問 各分野において男女が平等になっていると思いますか？



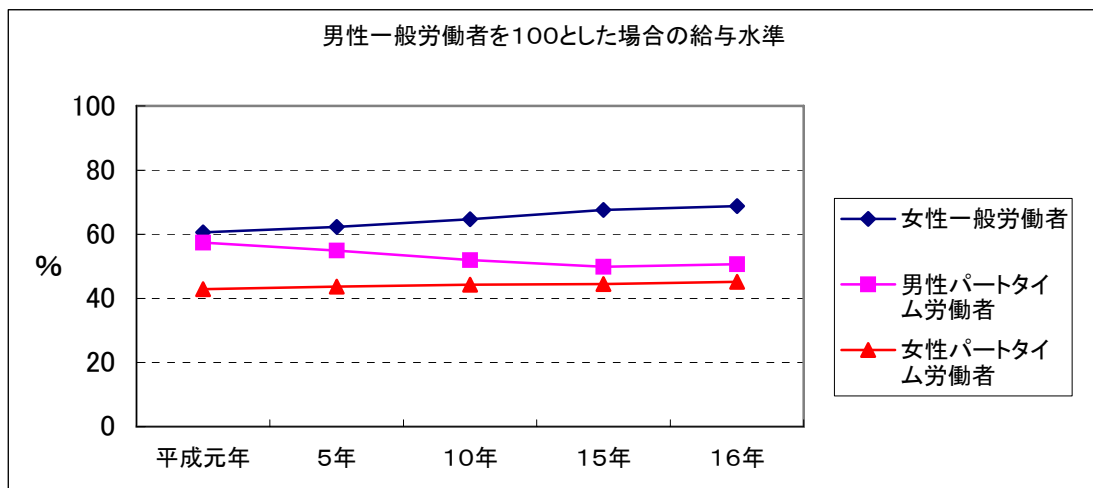
「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度



総務省統計局「労働力調査」より作成

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている集団（女性や少数民族）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な積極的差別是正措置のこと。例えば、審議会等の附属機関の委員に一定割合の女性を登用することなどがあります。



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

施策	具体的な施策	担当課
(1) 雇用の場における男女平等の推進	①労働法令の理解促進 男女が対等なパートナーとして働くことができるよう、事業主・男女労働者に労働法令の周知を図ります。 ・労働基準監督署等が開催する講座等の情報提供 男女雇用機会均等法 労働基準法 育児・介護休業法 パートタイム労働法	男女共同参画室・商工課
	②管理職等への女性登用についての啓発 女性労働者の職域の拡大，研修などによる能力開発，管理職への登用を図るよう事業主に対して働きかけます。 ・ポジティブ・アクション普及に向けた情報提供	男女共同参画室
	③セクハラ防止についての啓発 セクハラを防止するために事業主に対し啓発に努めます。 ・セクハラ防止の啓発 ・労働相談の情報提供	男女共同参画室 商工課
	④働く女性の母性保護についての啓発と情報提供 働く女性の母性が保護されるとともに，健康に働き，安心して出産できる環境整備と，	

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(2) 自営業・農業における男女のパートナーシップの確立</p>	<p>生涯を通じた健康支援のための情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母性保護の普及 母性健康管理指導事項連絡カードの活用 ・広報紙等による啓発 <p>①経営への参画支援 自営業，農業に従事する女性の地位の向上を図るとともに，労働時間短縮等の生活環境改善のための「家族経営協定」の締結を働きかけていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の情報提供 <p>②農業委員・農協役員への女性登用の働きかけ 農業委員・農協役員への女性の登用を働きかけます。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法の理解に勤めましょう <p>事業主ができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性を積極的に登用しましょう </div>	<p>健康推進課</p> <p>男女共同参画室</p> <p>農政課・農業委員会</p> <p>農業委員会・農政課</p>

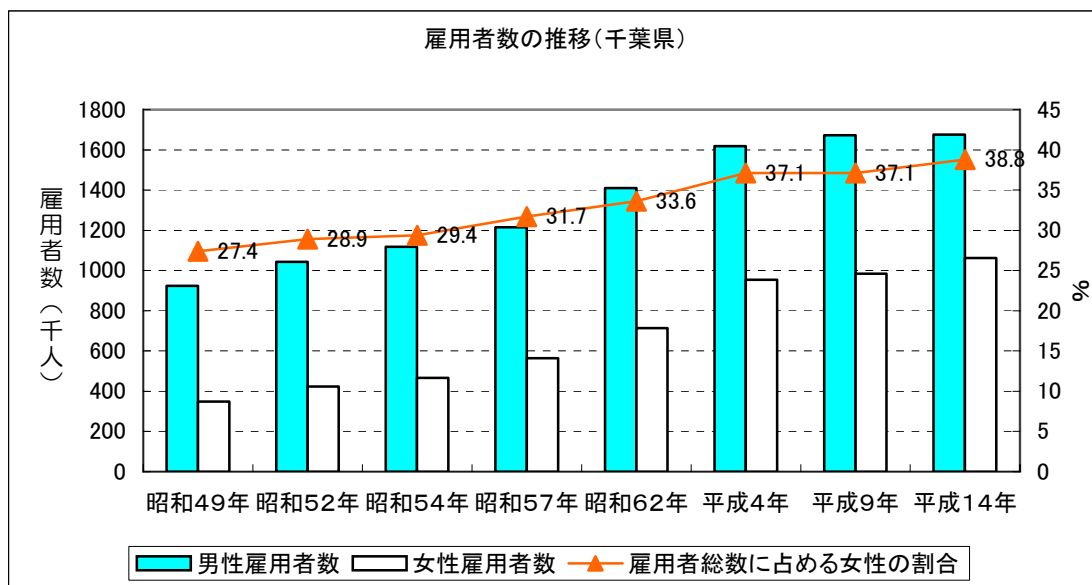
目標9 女性の職業能力の開発と就労機会の拡大

【現状と課題】女性の自立には経済的自立が不可欠です。職業を通じて自己能力を高め、社会とのつながりをもち、経済的自立を求める女性が増えています。

しかし、女性は結婚・妊娠・出産・育児・介護等のため、働く意欲はあっても途中で退職せざるを得ない場合や、再就職の際に、年齢制限等により希望する職業につけない場合や過去の職業経験が活かされない場合があります。

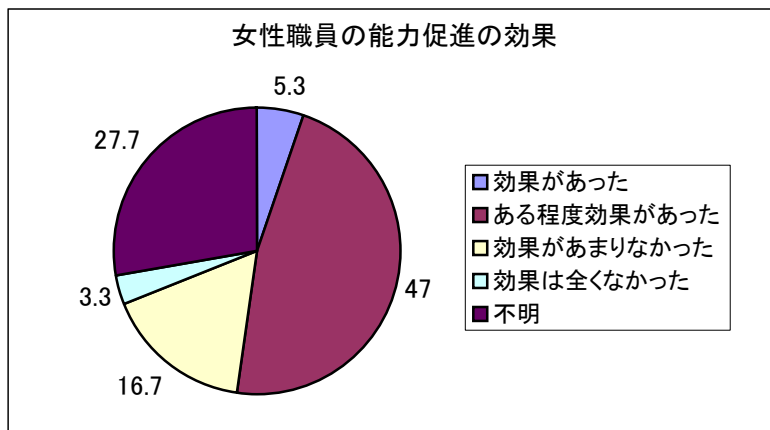
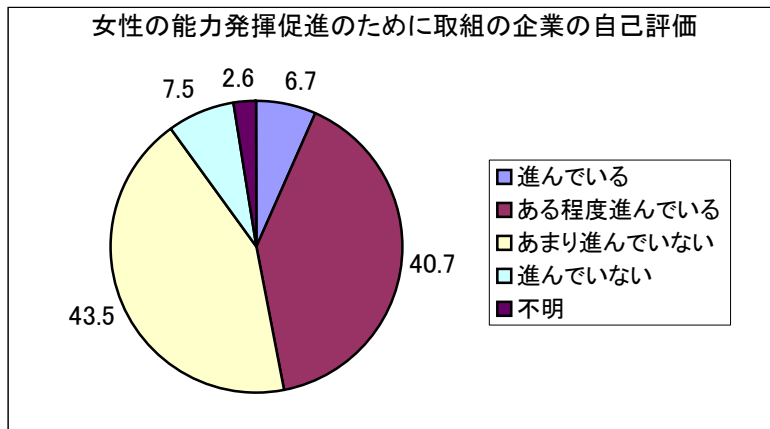
一方でまた、働き続けている場合でも、男女雇用機会均等法の十分な運用がされていないため、女性が能力を発揮しにくい状況や男性と同様な研修の機会等が与えられないこともあります。

職業能力を向上させ、就労機会を拡大するために、キャリアを活かした仕事や働き方を求める女性や新たに起業家をめざす女性を対象とする学習機会の確保、情報の提供や支援が必要です。



総務省「就業構造基本調査」平成14年

直近 1 年間に受けた教育訓練



21世紀職業財団「企業の女性活用と経営業績との関係に関する調査」平成15年

施策	具体的な施策	担当課
(1) 職業能力の向上と経済的自立に向けた支援	<p>①女性経営者、就職希望者への支援 女性の職業能力を向上させ、より適した職業をみつけるため、各種講座の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座の充実 起業講座 IT講座 ・ 各種貸付金の情報提供 ・ 就職希望者への情報提供 <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること ・ 講座の受講や情報の収集を心がけ職業能力を高めましょう</p> </div>	<p>商工課 商工課 商工課</p>

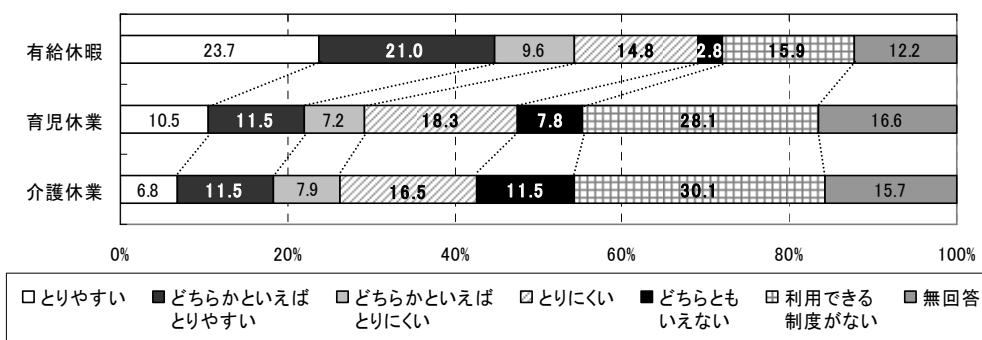
目標10 男女が職業生活と家庭生活を両立できる環境づくり

【現状と課題】働くことは、男女にかかわらず人間としての権利です。平成7年（1995年）わが国は「ILO第156号条約」を批准しました。この条約は、家族的責任を有する男女労働者が、性別にかかわらず職業上の責任と育児や介護といった家族的責任とを両立することができるようにすることを目的としています。

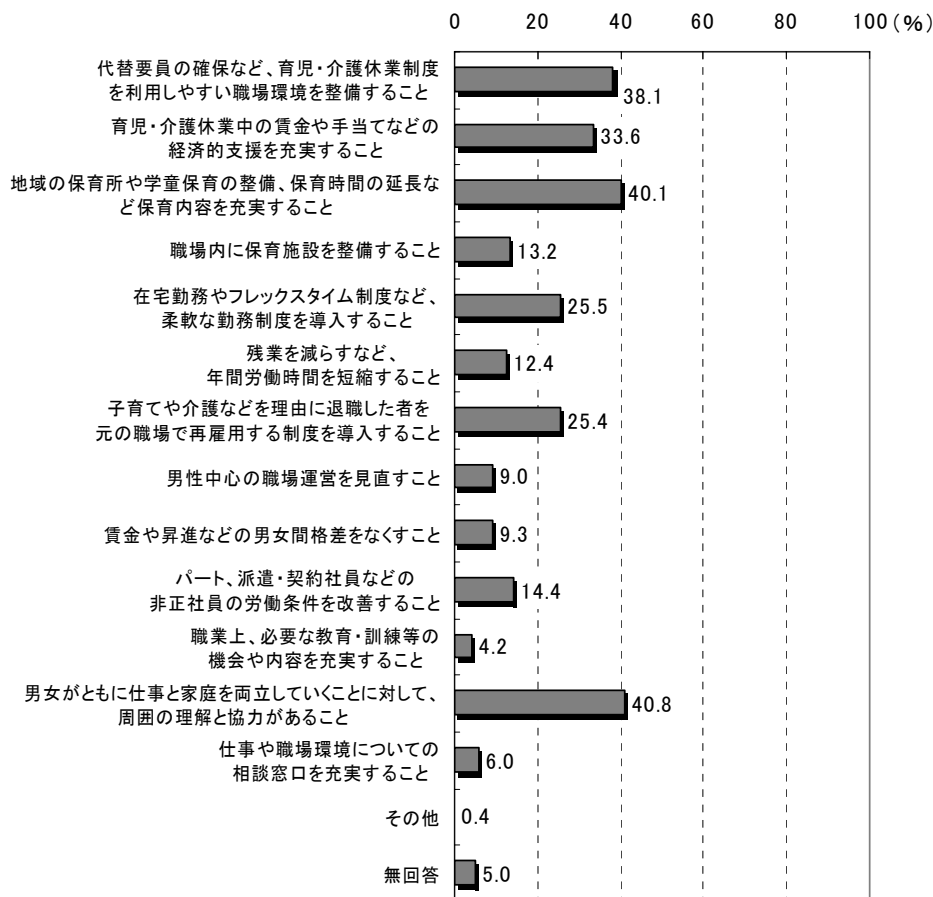
家庭を持った働く女性は、家事・育児・介護等の家庭責任も地域活動もという二重三重の役割を担い、男性に比べて負担が大きくなっています。そのため仕事に専念できない場合もあります。

男女がともにより豊かな職業生活、家庭生活、地域生活を実現するためには、性別役割分担の見直しや育児・介護を社会全体で支えていくシステムの充実が求められます。

問 有給休暇・育児休業・介護休業はとりやすいですか？



問 男女がともに仕事と家庭を両立させるために必要な環境整備は？



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
(1) 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進	<p>①家庭生活・地域活動・NPO活動へ参画しやすい条件整備（再掲目標5（1）②）</p> <p>②育児・介護休業制度の男女の利用促進 育児休業，介護休業制度の周知及び制度の実効を図るため，働く男女，企業の利用を促進します。 ・労働基準監督署等が行う活動・ファミリーフレンドリー企業・相談等に関する情報提供 ・企業表彰の検討</p>	<p>男女共同参画室・商工課</p> <p>男女共同参画室・関係部署</p>
(2) 保育サービスの充実	<p>①保育サービスの充実（再掲目標6（1）①）</p> <p>②子育て支援事業の充実（再掲目標6（1）②）</p>	
(3) 介護が必要な家庭への支援	<p>①介護予防の推進や介護サービスの充実（再掲目標7（1）①）</p>	
(4) 女性が働き続けられるための調査・研究	<p>①女性の労働の状況把握調査 女性の就業に関する調査や研究に努めます。 ・就業状況把握のための調査・研究</p> <div data-bbox="544 1167 1126 1339" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること ・仕事と家庭が両立しやすい環境づくりに努めましょう</p> </div>	<p>男女共同参画室</p>

基本課題Ⅴ 社会参画（政策・方針決定の場へ男女が平等に参画する）

目標11 政策・方針決定過程への女性の積極的参画と登用促進

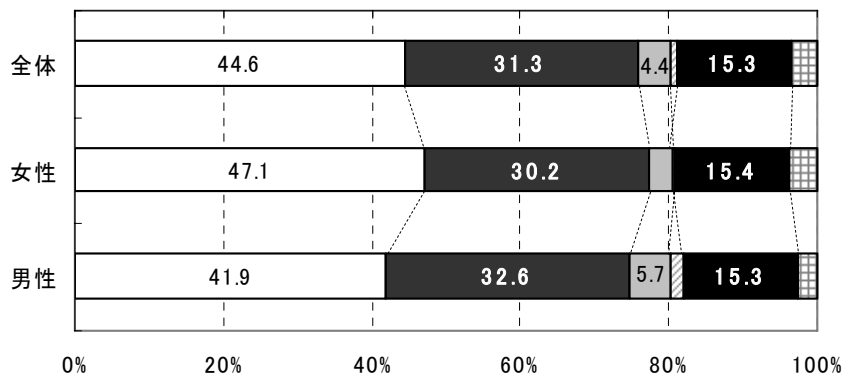
【現状と課題】人口の半分を占める女性が、あらゆる分野に意見を反映させていくことは、社会を形成していくうえで大変重要です。しかし、現状では公的分野、私的分野を問わず政策・方針決定の場への女性の参画は進んでいるとは言えません。

2005年の「人間開発報告書」（国連開発計画（UNDP））によると、日本は基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るHDIでは177か国中11位と高い能力を示していますが、政治・経済への女性の参画の程度を示すGEMでは80か国中43位と低位です。

平成17年4月1日現在の市の女性議員の割合は、20.8%（千葉県11.9% 国14.3%（国・県は15年現在））、市の政策・方針決定にかかわる審議会等委員の女性委員の割合は27.1%、町会・自治会長職にある女性3.6%、市の管理職の女性の割合は、部長級0%、次長級2%、課長級4%と、依然として低い状況です。

今後、政策決定の場を含め、あらゆる分野へ女性の参画を促進するとともに、これまでの男女格差を解消するためのポジティブ・アクションの導入や、女性のエンパワーメントに向けての支援が必要です。

問 女性のポジティブ・アクション（積極的改善措置）についてどう思いますか



□ 賛成する ■ どちらかといえば賛成する □ どちらかといえば反対する □ 反対する ■ どちらともいえない □ 無回答

「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度

HDI 人間開発指数（Human Development Index）

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」および「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数です。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いて算出しています。

GEM ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure）

女性が積極的に経済界や政治活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るものです。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。具体的には、国会議員・管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。

エンパワーメント

「力をつけること」。自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的また文化的に力を持ち、社会を変革していく存在となることをいいます。

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(1) 政策・方針決定の場への女性の登用促進</p> <p>(2) 女性のエンパワメントに向けての環境整備</p>	<p>①審議会等への女性の登用促進 一方の性に偏ることなく、市民の声を市政に反映させるよう努めます。 ・全ての審議会等で一方の性が30%を下回らない委員構成 ・公募制度の推進と公募枠の拡大</p> <p>②女性職員の管理職への積極的登用 市役所女性職員の管理職への登用の機会を拡充します。 ・女性職員の管理職への積極的登用</p> <p>③市民活動団体役員への登用促進 女性が役員会等の意思決定の場へ参画できるよう、働きかけます。 ・町会・自治会・市民活動団体・PTA等への働きかけ</p> <p>①人材リストの整備と活用 男女共同参画社会の実現への尽力が可能な個人および団体のリストを整備します。 また、審議会等の女性委員の登用率を高めるため、リストの活用を図ります。 ・フェザーリストの整備・活用</p> <p>②女性のエンパワメントに向けての学習プログラムの充実 女性のエンパワメントに必要な学習プログラムの充実を図ります。 ・男女共同参画講座の開催</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること ・女性も地域や職場、行政における方針決定の場へ積極的に参画しましょう</p> </div>	<p>行政改革推進課・男女共同参画室・関係部署 行政改革推進課・関係部署</p> <p>人事課</p> <p>市民活動推進課・男女共同参画室・関係部署</p> <p>男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室</p>

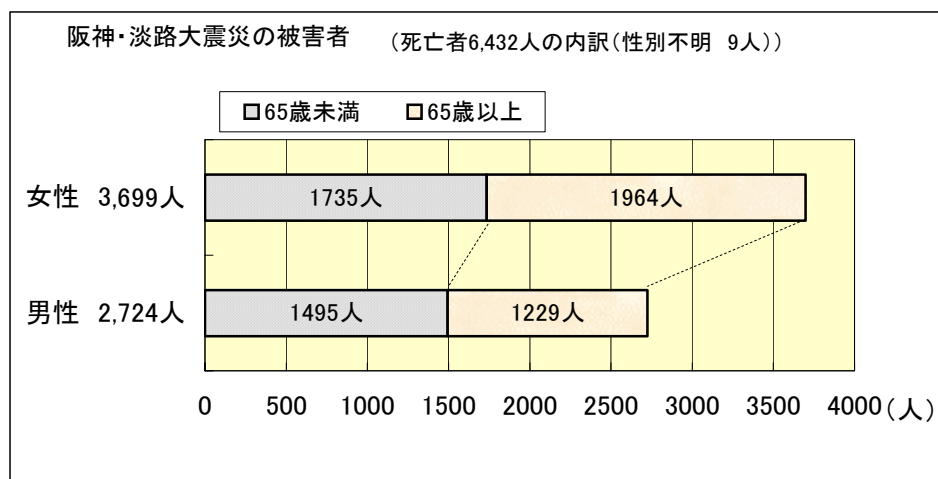
目標12 防災・災害復興への女性の参画

【現状と課題】近年、国内外で自然災害が多発しています。日本でも阪神・淡路大震災、新潟県中越地震などが起こり、その経験から、女性は災害時に特に被害を受けやすいことが明らかになりました。女性への家事・育児・介護等の集中、女性用品の不足、授乳室確保の困難などが一例です。さらに被災者に比べて支援する側に女性の担当者が少ないことが問題の解決を遅らせています。

柏市地域防災計画の作成、防災に関し必要な災害対策を定め、総合的な防災行政の推進を図る等が趣旨の柏市防災会議では、条例により構成員が決定されており、委員38名中女性は1名です（平成17年9月1日現在）。

国では、国連防災世界会議（平成17年1月）において「防災協力の全ての側面においてジェンダーの視点に立った支援を行う」という内容を含む「防災協力イニシアティブ」を発表しました。

今後、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性への参画を促進し、被災・復興状況において、男女共同参画の視点に立った支援制度の確立が必要です。



阪神・淡路大震災時、「女性のこころとからだ」電話相談（民間・無料）に寄せられた件数（1995年2～6月の計）

項目	20代	30代	40代	50代	60代	合計
幼児虐待	66	37		1		104
不眠	94	55	144	4	8	305
恐怖感／不安	72	41	38	6	5	162
うつ／うつ再発	5	4	12			21
体調不順	20	19	60	3	2	104
人間関係のトラブル	56	68	137	10	4	275
家族関係のトラブル(震災離婚／同居等)	88	84	129	2	4	307
就労問題／セクハラ等	64	21	31			116
子どもの心配	57	114	27	6		204
レイプ／レイプ未遂	31	5	1			37

内閣府男女共同参画会議の平成17年7月25日答申「男女共同参画基本計画改定にあたっての基本的な考え方」より抜粋

施 策	具 体 的 な 施 策	担当課
<p>(1) 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画</p>	<p>①防災会議等への女性の登用促進 男性にかたよりがちな防災の分野に、女性の声を反映するよう努めます。 ・防災会議等への女性の登用促進、および積極的に女性の声を反映できる仕組みの検討</p> <p>②女性消防職員の積極的採用・登用 防災の現場に女性職員が配置されるよう、女性消防職員について、積極的な採用・登用に努めます。その人材育成や管理職への登用の機会を拡充します。 ・女性消防職員の採用、人材育成と管理職への積極的登用</p>	<p>防災安全課</p> <p>人事課・消防本部</p>
<p>(2) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画等の見直し</p>	<p>①男女共同参画の視点に立った地域防災計画等の見直し 地域防災計画・各種対応マニュアル・支援策に、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方に充分配慮しているかの視点を踏まえるよう努めます。 ・地域防災計画等の点検および見直し</p> <p>②災害時における女性の人権の尊重 災害時における女性をめぐる問題を人権問題の観点から洗い出し、地域防災計画等の運用に活かす。 ・災害時の女性問題及び解決策の検討</p>	<p>防災安全課・関係部署 ・男女共同参画室</p> <p>防災安全課・男女共同参画室</p>
<p>(3) 地域における防災意識の向上および女性リーダーの育成</p>	<p>①地域における防災意識の向上および女性リーダーの育成 緊急時の対処法、復興時の体制等に関する知識の普及・学習機会の拡充を図ります。その際、女性の参画を促進し、災害時・復興活動における女性リーダーの育成に努めます。 ・防災講座の開催 ・女性リーダーの育成</p> <div data-bbox="555 1704 1136 1944" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の視点で防災について考えましょう ・防災講座に積極的に参加しましょう </div>	<p>防災安全課・関係部署 ・男女共同参画室</p>

基本課題Ⅵ 推進体制（「柏市男女共同参画推進計画」を積極的にすすめる）

目標13 「男女共同参画推進計画」推進のための方策

【現状と課題】本計画の推進は、行政の各分野に直接的・間接的に関わる課題です。毎年度の計画進行状況調査の結果、少しずつではありますが、各分野の事業実施の際に、担当者が男女共同参画の視点を意識することが増えてきています。

しかし、計画の達成までにはまだ十分とは言えません。さらに計画を進めるためには、毎年度達成度の進行状況を調査および評価し、各部署にフィードバックしていくことが必要です。

男女共同参画条例および男女共同参画宣言都市については、情報を収集し、検討を進めます。

施策	具体的な施策	担当課
(1) 庁内推進体制の整備・活用	①男女共同参画推進庁内連絡会議・幹事会・研究会の整備・活用 本計画を推進するために、庁内の横断的な組織として積極的に活用します。	男女共同参画室
	②男女共同参画推進審議会の充実 各分野および公募委員などからなる男女共同参画推進審議会を充実し、さまざまな視点を反映させ、本計画の推進を図ります。	男女共同参画室
	③男女共同参画担当部署の庁内組織強化 本計画が全庁的に推進できるよう、担当部署の充実・強化をします。	行政改革推進課
(2) 男女共同参画推進センターの設置	①男女共同参画推進センターの設置 男女共同参画社会の形成に向けての拠点として、相談・情報・交流・学習等の機能を持つ施設の設置を検討します。併せて、インターネット男女共同参画推進センター（愛称「参画eye」）の充実を図ります。 ・男女共同参画推進センター設置の検討 ・「参画eye」の充実	男女共同参画室 男女共同参画室
(3) 計画の進行管理	①計画の進行管理 毎年度計画の進行状況を把握し、評価・公表します。 ・推進状況の把握および年次報告の公表 ・評価方法の検討・整備	男女共同参画室 男女共同参画室
(4) 関係機関との連携	①国・県・近隣市町村・市民・市民団体・NPO・企業等との連携 この計画を推進していく上で、関係機関と情報交換をし、連携をします。 さらに法律や制度の見直しなど市だけでは解	関係部署

施 策	具 体 的 な 施 策	担当課
<p>(5) 男女共同参画都市の宣言</p> <p>(6) 男女共同参画条例に関する情報収集</p>	<p>決できない問題について、国・県へ働きかけます。</p> <p>①男女共同参画都市の宣言 男女共同参画都市の宣言に向け、検討します。</p> <p>①男女共同参画条例に関する情報収集 男女共同参画条例に関する情報を収集し、検討します。</p> <div data-bbox="539 703 1118 949" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等の新しい風が吹く住みやすい柏にしましょう ・この計画の進み具合をチェックしてみましょう </div>	<p>男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室</p>

資 料

1 年表

2 関係法令

(1) 日本国憲法（抄）

(2) 世界人権宣言

(3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(4) 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約

(5) 男女共同参画社会基本法

(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

3 柏市男女共同参画審議会

(1) 設置条例

(2) 審議の経過

(3) 委員名簿

年表

	世 界	日 本	千 葉 県	柏 市
1975年 (昭50)	国際婦人年 6月 「国際婦人年世界会議」メキシコシティで開催 世界行動計画採択	9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置		
1976年 (昭51)	「国連婦人の10年」始まる (~1985年)			
1977年 (昭52)		1月 「国内行動計画」策定 10月 「国内行動計画前期重点目標」発表	10月 「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置	
1978年 (昭53)			4月 「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置	
1979年 (昭54)	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭55)	7月 「国連婦人の10年中間世界会議」コペンハーゲンで開催	7月 「女子差別撤廃条約」署名	婦人広報誌「ちばの婦人」創刊	
1981年 (昭56)	9月 「女子差別撤廃条約」発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表	11月 「千葉県婦人施策推進総合計画」策定	
1984年 (昭59)		5月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布		
1985年 (昭60)	7月 「国連婦人の10年最終年世界会議」ナイロビで開催 (「ナイロビ将来戦略」採択)	1月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 6月 「男女雇用機会均等法」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	8月 「千葉県婦人問題懇話会」設置	
1986年 (昭61)		4月 「男女雇用機会均等法」施行	3月 「千葉県婦人計画」策定	4月 「福祉部厚生課」に「婦人担当」設置 7月 「柏市婦人問題推進庁内連絡会議」設置
1987年 (昭62)		5月 「新国内行動計画」策定		7月 「婦人問題に関する市民意識調査」実施
1988年 (昭63)				11月 「柏市婦人問題推進会議」設置
1989年 (平 元)		3月 学習指導要領の改訂 (高等学校の家庭科の男女必修等)		
1990年 (平 2)	5月 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択		4月 「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置	3月 「男女の共同参加をめざす柏プランー柏市婦人行動計画ー」を策定
1991年 (平 3)		5月 「新国内行動計画」第1次改定 5月 「育児休業法」成立	3月 「さわやかちば女性プラン」策定	9月 「婦人問題に関する市民意識調査」実施
1992年 (平 4)		4月 「育児休業法」施行	4月 「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更	
1993年 (平 5)	12月 国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		3月 千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊	

年	世 界	日 本	千 葉 県	柏 市
1994年 (平 6)	9月 「国際人口開発会議」カイロで開催	6月 総理府に「男女共同参画室」設置 7月 「男女共同参画推進本部」設置		6月 情報紙「フリートーク」創刊
1995年 (平 7)	9月 「第4回世界女性会議」北京で開催（「北京宣言及び行動綱領」採択）	10月 改正「育児休業法」（介護休業制度の法制化）施行		9月 「女性問題に関する市民意識調査」実施 3月 「男女の共同参画をめざす柏プランー柏市女性行動計画（改定版）」を策定
1996年 (平 8)		12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 「ちば新時代女性プラン」策定	
1997年 (平 9)		4月 「男女共同参画審議会設置法」施行		
1998年 (平10)				4月「市民部女性担当室」から「市民生活部男女共同参画室」に改組
1999年 (平11)		6月 「男女共同参画社会基本法」施行 7月 「食料・農業・農村基本法」施行		
2000年 (平12)	6月 「女性2000年会議」ニューヨークで開催	11月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 12月 「男女共同参画基本計画」策定	4月 「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組	
2001年 (平13)		1月 「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	3月 「千葉県男女共同参画計画」策定	10月「柏市男女共同参画推進計画」策定
2002年 (平14)			4月 「女性サポートセンター」設置	4月「女性のこころと生き方相談」開設 12月「柏市インターネット男女共同参画推進センター」開設
2003年 (平15)		4月 「女性のチャレンジ支援策」を発表 7月 「次世代育成支援対策推進法」施行		
2004年 (平16)		12月 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 12月 「人身取引対策行動計画」策定	9月 「県民意識調査」実施	
2005年 (平17)	2月 「第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）ニューヨークで開催	4月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 4月 改正「育児・介護休業法」施行 7月 「防災基本計画」修正 12月 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定		7月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2006年 (平18)				3月 「柏市男女共同参画推進計画(改定)」策定

○日本国憲法（抄）

公布 昭和二十一年十一月三日

施行 昭和二十二年五月三日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないものであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵

してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、

過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

○世界人権宣言

(一九四八年一月一〇日)

(国際連合総会採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又

はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を

有する。

- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、

礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び

定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつば

ら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(昭和六十年七月一日)

(条約第七号)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をここに公布する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、

外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞

なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権

利

- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
 - 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にす

る。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、

電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者

双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗よく状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、

三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二條

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三條

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四條

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五條

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第二十六條

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七條

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八條

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留

保は、認められない。

- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九條

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十條

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(昭和六〇年七月一日外務省告示第一九四号で昭和六〇年七月二五日に日本国について効力発生)

○家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)

(平成七年六月十二日)
(条約第十号)

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)をここに公布する。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百八十一年六月三日にその第六十七回会期として会合し、

「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」ことを認めている国際労働機関の目的に関するフィラデルフィア宣言に留意し、

千九百七十五年の国際労働機関の総会が採択した女子労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言並びに女子労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画に関する決議の規定に留意し、

男女労働者の機会及び待遇の均等を確保することを目的とする国際労働条約及び国際労働勧告の規定、すなわち、千九百五十一年の同一報酬条約及び千九百五十一年の同一報酬勧告、千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約及び千九百五十八年の差別(雇用及び職業)勧告並びに千九百七十五年の人的資源開発勧告Ⅷの規定に留意し、

千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約が家族的責任に基づく区別を明示的には対象としていないことを想起し、及びこの点に関して補足的な基準が必要であることを考慮し、

千九百六十五年の雇用(家族的責任を有する女子)勧告の規定に留意し、及び同勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、

男女の機会及び待遇の均等に関する文書が国際連合及び他の専門機関によっても採択されていることに留意し、特に、千九百七十九年に国際連合で採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約前文の第十四段落において、締約国は「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識」する旨規定されていることを想起し、

家族的責任を有する労働者に関する問題は国の政策において考慮されるべき家族及び社会に関する一層広範な問題の様々な側面を成すことを認識し、

家族的責任を有する男女の労働者の間及び家族的責任を有する労働者と他の労働者との間の機会及び待遇の実効的な均等を実現することの必要性を認識し、

すべての労働者が直面している問題の多くが家族的責任を有する労働者にとっては一層切実なものとなっていることを考慮し、並びに家族的責任を有する労働者の特別のニーズに応じた措置及び労働者の置かれている状況を全般的に改善することを目的とする措置によって家族的責任を有する労働者の置かれている状況を改善することの必要性を認識し、

前記の会期の議事日程の第五議題である家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百八十一年の家族的責任を有する労働者条約と称することができる。)を千九百八十一年六月二十三日に採択する。

第一条

- 1 この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。
- 2 この条約は、介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても、適用する。
- 3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」とは、各国において第九条に規定する方法のいずれかにおいて定められる者をいう。
- 4 1及び2に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。

第二条

この条約は、経済活動のすべての部門について及びすべての種類の労働者について適用する。

第三条

- 1 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責

任を有する者であって職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする。

2 1の規定の適用上、「差別」とは、千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約の第一条及び第五条に規定する雇用及び職業における差別をいう。

第四条

男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使することができるようにすること。
- (b) 雇用条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

第五条

更に、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 地域社会の計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。
- (b) 保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービス(公的なものであるか私的なものであるかを問わない。)を進展させ又は促進すること。

第六条

各国の権限のある機関及び団体は、男女労働者の機会及び待遇の均等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する公衆の一層深い理解並びに当該問題の解決に資する世論を醸成する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。

第七条

家族的責任を有する労働者が労働力の一員となり、労働力の一員としてとどまり及び家族的責任によって就業しない期間の後に再び労働力の一員となることができるようにするため、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置(職業指導及び職業訓練の分野における措置等)をとる。

第八条

家族的責任それ自体は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。

第九条

この条約は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定、判決若しくはこれらの方法の組合せにより又は国内慣行に適合するその他の方法であって国内事情を考慮に入れた適当なものにより、適用することができる。

第十条

- 1 この条約は、国内事情を考慮に入れ、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、実施のためにとられる措置は、いかなる場合にも第一条1に規定するすべての労働者について適用する。
- 2 この条約を批准する加盟国は、1に規定する段階的な適用を行う意図を有する場合には、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、当該段階的な適用の対象となる事項を記載し、その後の報告において、この条約を当該事項につきどの程度に実施しているか又は実施しようとしているかを記載する。

第十一条

使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案及び適用に当たって参加する権利を有する。

第十二条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十三条

- 1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。
- 2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十四条

- 1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。
- 2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条

(平成七年六月一二日外務省告示第三六六号で平成八年六月九日に日本国について効力発生)

件に従ってこの条約を廃棄することができる。

第十五条

- 1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。
- 2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十六条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十七条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十八条

- 1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
 - (a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第十四条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。
 - (b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。
- 2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十九条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百八十一年六月二十四日に閉会を宣言されたその第六十七回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百八十一年六月二十五日に署名した。

総会議長

アリウヌ・ディアニュ

国際労働事務局長

フランシス・ブランシャール

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小淵内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進
に関する基本的施策(第十三条—
第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—
第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ

計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活

動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければ

ならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たって

は、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大

臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係

行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。
(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正す

る法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法

等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第一百五十一回通常国会

第二次森内閣

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び基本計画
(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び基本計画

(平一六法六四・追加)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第四項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加)

(基本計画)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を

果たすようにすることができる。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による

通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ず

るよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に

対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者

の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

(平一六法六四・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条の規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足る申立ての時ににおける事情

三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるとに足る申立ての時ににおける事情

四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。)に関して前三号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求める

ものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力

の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項の規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居から

転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しな

い限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所

の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九條 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者

暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定

の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○ 柏市附属機関設置条例

平成 8 年 3 月 29 日
条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(守秘義務)

第 3 条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 4 条 第 2 条に規定する附属機関の組織及び委員その他の構成員並びに運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 6 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(柏市民文化会館条例の一部改正)

2 柏市民文化会館条例(昭和 47 年柏市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 を削る。

(柏市民ギャラリー条例の一部改正)

3 柏市民ギャラリー条例(昭和 54 年柏市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

附 則(平成 12 年条例第 29 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後初めて柏市健康福祉審議会の委員に委嘱される者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 17 年条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成 18 年 4 月 18 日までの間に柏市就学指導委員会の委員に委嘱される者(補欠の委員として委嘱される者を除く。)の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月 18 日までとする。

(柏市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 柏市特別職報酬等審議会条例(昭和 39 年柏市条例第 38 号)

(2) 柏市住居表示審議会条例(昭和 41 年柏市条例第 3 号)

(3) 柏市通学区域審議会条例(昭和 41 年柏市条例第 7 号)

(4) 柏市総合計画審議会条例(昭和 41 年柏市条例第 28 号)

(5) 柏市生涯学習推進協議会条例(平成 4 年柏市条例第 10 号)

(6) 柏市行政改革推進委員会条例(平成 7 年柏市条例第 32 号)

別表(第2条)

(平10条例6・平11条例7・平12条例29・平17条例17・一部改正)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
市長	柏市表彰審査会	被表彰者についての審査に関する事務	15人	市長が別に定める。
	柏市特別職報酬等審議会	市議会の議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額についての審議及び答申に関する事務	10人以内	市長が別に定める。
	柏市総合計画審議会	総合計画についての調査及び審議並びに答申に関する事務	25人以内	市長が別に定める。
	柏市行政改革推進委員会	行政改革の課題及び推進状況についての調査及び審議並びに答申に関する事務	12人以内	市長が別に定める。
	柏市男女共同参画推進審議会	女性問題に関する総合的施策の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
	柏市住居表示審議会	住居表示整備事業の実施についての調査及び審議並びに答申に関する事務	20人以内	市長が別に定める。
	柏市健康福祉審議会	総合的な健康福祉施策の推進についての審議及び答申に関する事務	25人以内	2年
	柏市予防接種調査会	予防接種の適正かつ円滑な処理についての調査及び審議並びに答申に関する事務	6人	2年
	柏市老人ホーム入所判定審査会	老人ホーム入所措置の要否についての審査及び答申に関する事務	6人	2年
	柏市農業振興審議会	農業振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	12人	市長が別に定める。
	柏市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	市長が別に定める。
教育委員会	柏市就学指導委員会	心身に障害のある児童生徒の適正な就学についての判定及び具申に関する事務	14人	2年
	柏市スポーツ障害予防委員会及びその専門委員会	スポーツ障害の予防についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
	柏市通学区域審議会	市立の小学校及び中学校の通学区域についての審議及び答申に関する事務	20人以内	2年
	柏市文化振興審議会	文化振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年

備考 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

男女共同参画推進計画の審議経過

平成17年	5月17日	・平成17年度第1回男女共同参画推進審議会開催
	7月1日 ～15日	・柏市男女共同参画に関する市民意識調査実施
	7月25日	・第2回審議会開催 (平成16年度推進計画の進行状況について)
	10月31日	・第3回審議会開催 (基本課題Ⅰ・Ⅱの見直しについて)
	11月24日	・第4回審議会開催 (基本課題Ⅲ・Ⅳの見直しについて)
	12月19日	・第5回審議会開催 (基本課題Ⅴ・Ⅵの見直しについて)
平成18年	1月23日	・ワーキンググループで懸案事項について検討
	1月31日	・第6回審議会開催 (計画全体の見直しについて)
	2月15日 ～28日	・パブリックコメントを実施
	3月27日	・第7回審議会開催 (パブリックコメントの結果について, 計画の答申について)
	3月28日	・答申

柏市男女共同参画推進審議会委員

平成18年 3月28日現在

氏名	区分
◎ 菱山謙二 ○ 佐藤典子 鈴木敦子 渥美省一	学識経験者
吉岡尚美 広瀬清美	女性団体
石井敦子	労働団体
網三子	経営者
熊谷直彦 菊田洋子 藤田武志 湯暁梅 横田敬子（公募）	市民

◎は会長，○は副会長

発行 柏市市民生活部男女共同参画室

柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1127 (直通)